いじめ対応マニュアル

―すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるように―

◆ はじめに ◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの暴行動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、県教育委員会では、平成19年２月に作成した「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を全体として正しく理解するための解説書の性格を併せもった「いじめ対応マニュアル」としてここに改訂しました。

管理職はもとより、初任者や学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、各学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう願っています。

◆ もくじ ◆

第１部　教職員マニュアル

Ⅰ　いじめ問題に関する基本的な考え方……1
　1　いじめとは
　2　いじめの基本認識

Ⅱ　未然防止……2
　1　子どもや学級の様子を知るためには
　2　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
　3　命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
　4　保護者や地域の方への働きかけ

Ⅲ　早期発見……5
　1　教職員のいじめに気づく力を高めるためには
　2　いじめ発見のきっかけ
　3　いじめの態様
　4　いじめが見えにくいのは
　5　早期発見のための手だて
　6　相談しやすい環境づくりをすすめるためには
　7　地域の協力を得るためには

Ⅳ　早期対応……8
　1　いじめ対応の基本的な流れ
　2　いじめ発見時の緊急対応
　3　いじめが起きた場合の対応
　4　迅速に対応するためには

Ⅴ　ネット上のいじめへの対応……11
　1　ネット上のいじめとは
　2　未然防止のためには
　3　早期発見・早期対応のためには

第２部　組織対応マニュアル……13
Ⅰ　いじめ問題に取り組む体制の整備
Ⅱ　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）
Ⅲ　教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
Ⅳ　教職員の研修の充実
　○事例研究（いじめ対応の失敗から学ぶ）
＜平成24年7月27日付け県教育長通知＞
＜いじめ早期発見のためのチェックリスト＞

兵庫県教育委員会

Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》 【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では、(従来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位ー劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

1 子どもや学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要です。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画（P15参照）を立てることが必要です。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、子どもたちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要があります。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子どもたちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

① 子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化します。

子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」

◎「そうか、それはいいところに気がついたね。」
◎「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
◎「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
◎「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
◎「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
◎「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

先生、ありがとう

やる気になってきた。つぎもがんばろう

〈小学生の心に残ることば〉
◎あなたの気持ち、先生にも分かるよ。
◎わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。
◎さわやかなあいさつだね。
◎そういう考え方もあるね、よく考えたね。
◎ここがいいね、これがいいね。

〈中学・高校生の心に残ることば〉
◎大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
◎あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
◎約束だよ、信じてるから。
◎可能性という自分自身の扉を開こう。
◎幸せになってほしいからだよ。
◎あなたが必要なんだ。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

児童会や生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

〈実践例１〉異年齢交流
新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

〈実践例２〉「いじめＳＴＯＰ！」宣言
生徒会が中心となり、「いじめＳＴＯＰ！」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

〈実践例３〉「いじめ追放」演劇
生徒会が中心となり、「いじめ」をテーマに演劇を制作し文化発表会で上演し、全校生徒や保護者、地域に向けて「いじめ問題～いじめを止める勇気をみんなが持とう～」のメッセージを訴えた。

〈実践例４〉いじめ生徒会サミット
市内の生徒会が集まり「いじめサミット」を開催。「ＳＴＯＰいじめゼロ!!」と名付けた新聞を各校持ち回りで発行することを採択し、市内全中学校でいじめ問題へ取り組んだ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

【教育資料】 ◎「ほほえみ」（小学生用）　◎「きらめき」（中学生用）　◎「HUMAN RIGHTS」（高校生用）
・「いっしょに あそぼ」（小学校低学年用）　・「で・き・た」「だいこんとにんじん」（小学校中学年用）
・「このままやったら」（小学校高学年用）　・「プロレスごっこ」（中学生用）
・「世界中のすべての子どもたちのために」（高校生用）

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

【兵庫版道徳教育副読本】
・『こころ はばたく』（小学校低学年用）・『心 きらめく』（小学校中学年用）
・『心 ときめく』（小学校高学年用）　・『心 かがやく』（中学校用）

③ 体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。

しかしながら、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

・体験型環境学習　・自然の中での宿泊体験
・就業体験　・トライやる・ウイーク
・トライやる・ワーク　・ボランティア福祉体験
・伝統文化芸術体験　・幼児ふれあい体験
・交流及び共同学習　等

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

【様々な学習手法】
・エンカウンターグループ
・ソーシャルスキルトレーニング
・アサーショントレーニング
・ピアメディエーション　等

「命の大切さ」を実感させるプログラム（県立教育研修所）http://www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/

4 保護者や地域の方への働きかけ

ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やＨＰ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

〈実践例１〉授業参観等
◎授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
◎学級活動で、ゲストティーチャーとして保護者や地域の方を招き、話を聞く。
◎学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

（例）「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

〈実践例２〉学級通信・学年通信
◎いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

（例１）【標語募集】
学校では、生徒会が中心となり、「STOPいじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

（例２）【いじめのサインに敏感に！】
元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 子どもたちの立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切です。

② 子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

2 いじめ発見のきっかけ

調査結果

- 教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、教科担任制もあり、担任以外の発見が増えています。
- 小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなります。

平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

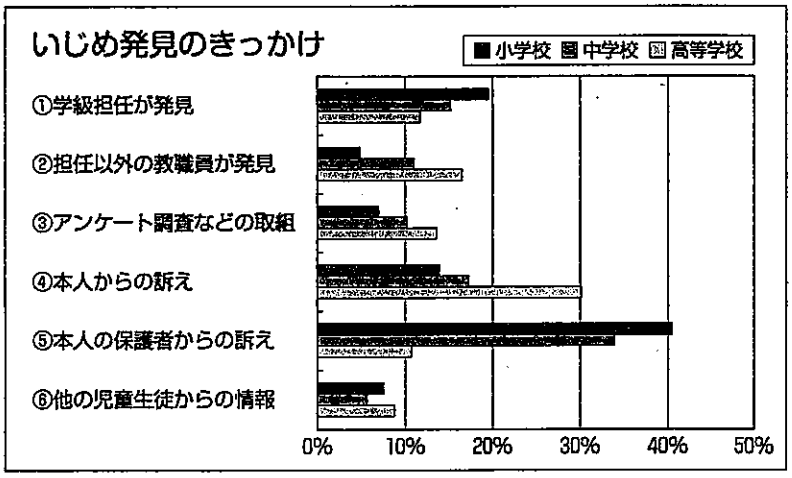

調査結果から見えるポイント

- 小学校では、保護者からの情報を丁寧に聴く機会を充実させることが重要です。
- 中学校・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になります。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になります。
- 高等学校での「保護者からの訴え」や、小学校での「本人からの訴え」など、上記のいじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要があります。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

《分　類》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	▶脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	▶暴行、傷害
オ 金品をたかられる	▶恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	▶窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	▶強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	▶名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくいのは

◎いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われています。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われています。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態があります。《カモフラージュ》

◎いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

◎ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。

5 早期発見のための手だて

日々の観察　～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（P22参照）を活用することが有効です。

また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点　～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要です。

生活ノート　～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

スクールダイアリー等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。

また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期を利用し、教育相談週間及び月間として位置づけることが望まれます。

いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に１回以上の実施が望まれます。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

いじめ実態調査アンケート（例）：平成19・20年度いじめ問題に取り組む地域連携モデル事業実践研究のまとめ（P92～95）
http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/kankoubutu/naiyou.pdf

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

子どもたちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきです。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

① 本人からの訴えには

◎心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

◎事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

② 周りの子どもからの訴えには

◎いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

◎「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

③ 保護者からの訴えには

◎保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。

◎問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

◎子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

7 地域の協力を得るためには

学校地域連携協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要です。

民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切です。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対応チームP14参照）に連絡し、管理職に報告します。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要です。
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◈誰が誰をいじめているのか？ …… 【加害者と被害者の確認】
- ◈いつ、どこで起こったのか？ …… 【時間と場所の確認】
- ◈どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …… 【内容】
- ◈いじめのきっかけは何か？ …… 【背景と要因】
- ◈いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …… 【期間】

要注意

子どもの個人情報は、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- ◎事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ◎「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ◎必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ◎自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ◎発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ◎学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ◎保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ◎継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ◎家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉	・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭での甘やかしが問題です。 ・クラスにはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- ◎いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導します。
- ◎心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

保護者に対して

- ◎正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ◎「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ◎子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をします。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉	・いじめられる理由があるのだろう。 ・学校がきちんと指導していれば…。 ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させます。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。

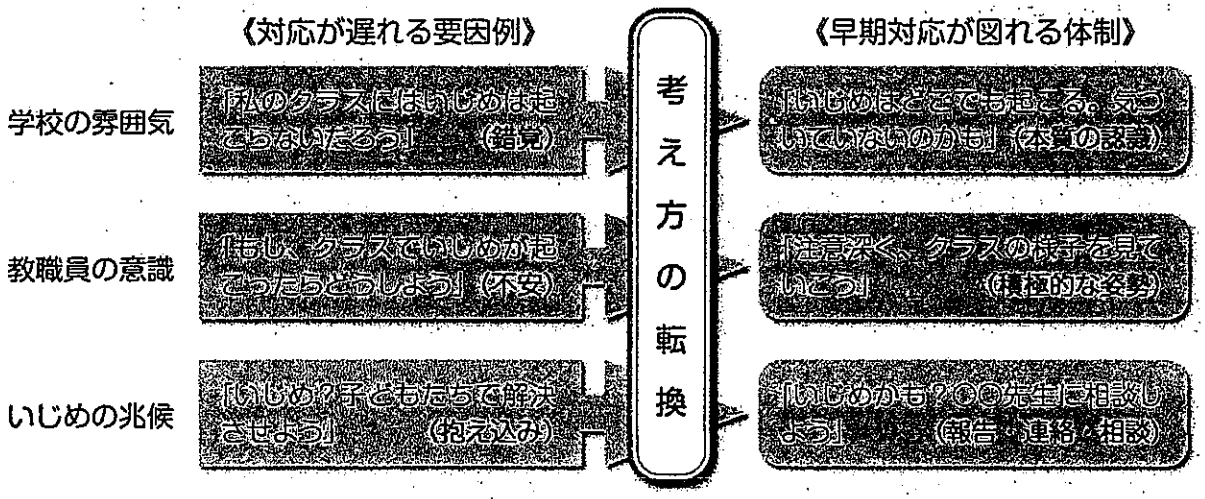

確認

学校全体の組織的な取組については → 参照 → 第２部 組織対応マニュアル（P13～）の「いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）」（P16）を参照のこと

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のＷｅｂサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要です

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

特殊性による危険

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷じていると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■ＳＮＳから生じたいじめ

Ａ君が友達数人に限定したサイト（ＳＮＳ）だからと安心して、Ｂ君の悪口を書き込みました。それをＣ君がコピーして他の掲示板に書き込み、Ｂ君の知るところとなりました。その後、同掲示板にＡ君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

Ａ君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるＷｅｂサイト。
ＳＮＳ・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のＷｅｂサイト。

2 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【子どもたちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。
※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったら…

- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口（兵庫県教育委員会）http://hyogokko.npos.biz/
- 兵庫県警察サイバー犯罪対策課 http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html

書き込み等の削除の手順（参考）

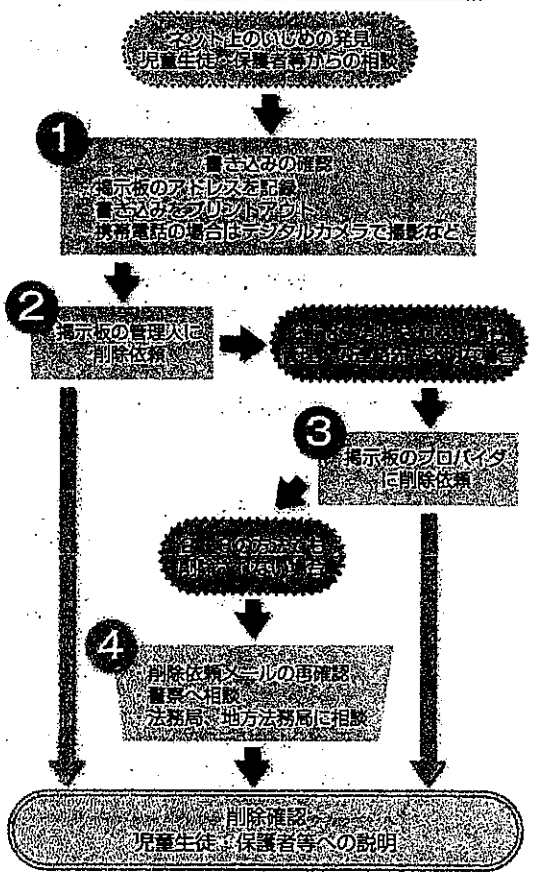

チェーンメールの対応は

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

【チェーンメール転送先】
㈶日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。
http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html

※ネット上のいじめへの対応についても、P８～の早期対応の取組が必要です。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要があります。

第２部　組織対応マニュアル

◆ もくじ ◆

Ⅰ　いじめ問題に取り組む体制の整備……14
　1　いじめ対応チームの設置について
　　《いじめ対応チーム組織例》
　2　心の通い合う教職員の協力協働体制について
　3　年間を見通したいじめ指導計画の整備について
　　《年間指導計画例》
　　《チェックポイント１［指導体制］》

Ⅱ　いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
　　(学校全体の取組)……16
　1　発見　2　情報収集　3　事実確認　4　方針決定
　5　対応　6　解消経過観察
　　《生命又は身体の安全がおびやかされるような
　　重大な事案が発生した場合》

Ⅲ　教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携……17
　1　教育委員会との連携について
　　《県教育委員会の連携支援体制》
　2　出席停止措置（小中学校）について
　3　就学校の指定の変更や区域外就学について
　4　警察との連携について
　5　地域等その他関係機関等との連携について
　　《チェックポイント２［関係機関との連携］》

Ⅳ　教職員の研修の充実……18
　　《カウンセリング・マインド研修》
　　《ＯＪＴ(On-the-Job　Training)》
　○事例研究（いじめ対応の失敗から学ぶ）
　　事例研究１　教職員の言動がいじめの土壌を生んだ例
　　事例研究２　いじめのサインを見過ごした例
　　事例研究３　養護教諭からの情報に対して、担任の受け取りが
　　不十分だった例
　　事例研究４　安易な約束が事態を悪化させた例

<平成24年7月27日付け県教育長通知>
<いじめ早期発見のためのチェックリスト>

Ⅰ いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対応チームの設置について

◎いじめ対応チームは、校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年主任や養護教諭、カウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応することも考えられる。

◎いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

≪いじめ対応チーム組織例（中学校）≫

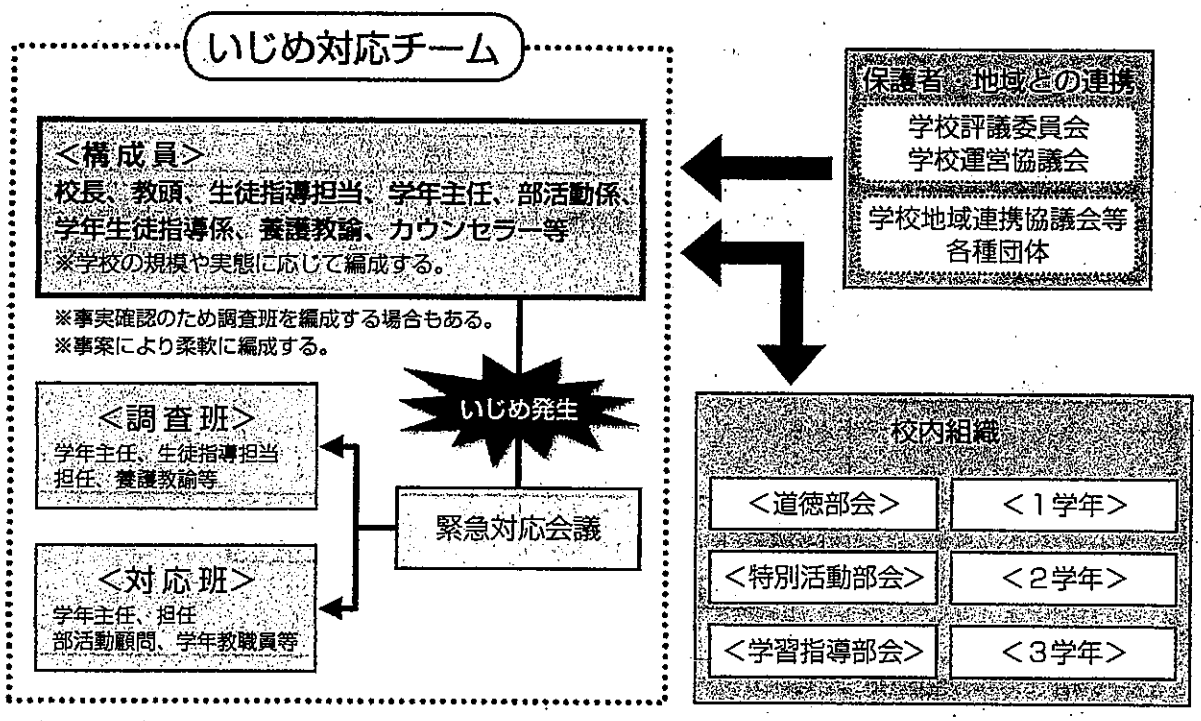

※上記の組織図は、中学校を例に作成している。
※小学校・高等学校・特別支援学校においては、それぞれの特質に応じて編成すること。
※定例のいじめ対応チーム会議は、原則として学期に１回程度の開催が望まれる。
※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

2 心の通い合う教職員の協力協働体制について（再掲）

◎温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う教職員の学校づくりを推進することが必要である。

3 年間を見通したいじめ指導計画の整備について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

≪年間指導計画例≫

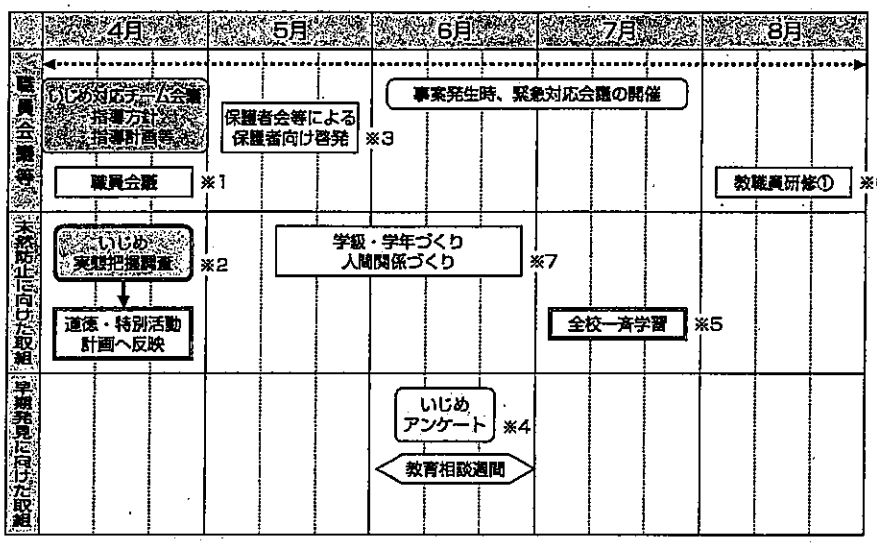

※1 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
※2 いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施する。
※3 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。
※4 いじめアンケート：学校の実態に応じて随時実施することを原則とするが、学期に1回以上の実施が望ましい。

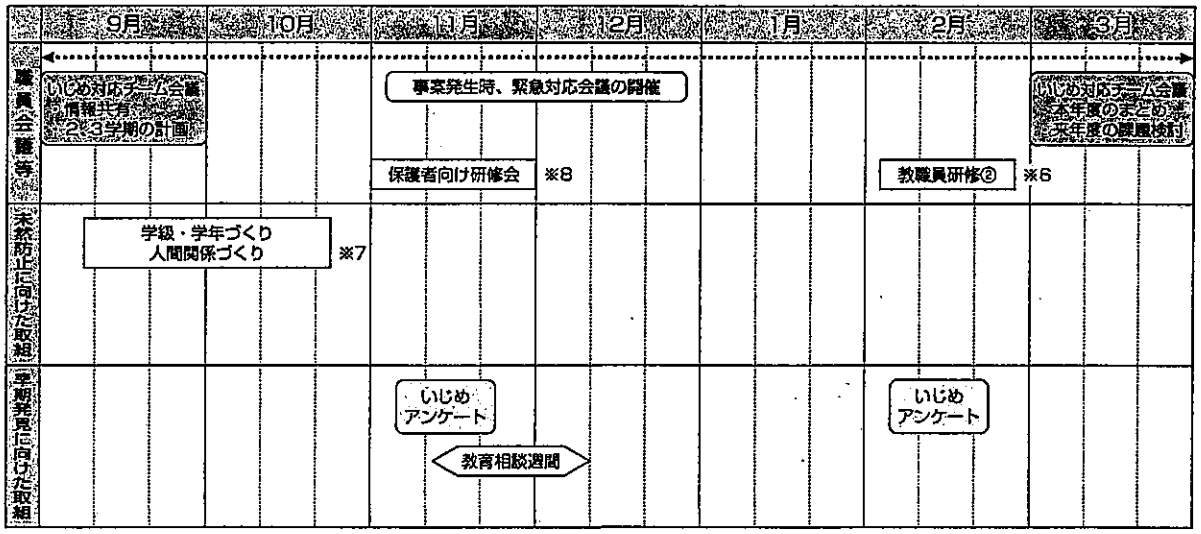

※5 全校一斉学習：いじめ実態把握調査により明確になった児童生徒の実態に応じた教育指導の機会を設ける。
※6 教職員研修①②：カウンセラー等によるカウンセリング・マインド研修を実施する。
※7 学級・学年づくり／人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。
※8 保護者向け研修：スクールソーシャルワーカー等による講演（子どもへの接し方等）を実施する。

チェックポイント1 [指導体制]

- □ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- □ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- □ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で組織的に対応しているか。

Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

※各対応の留意事項は「教職員マニュアル」を参照のこと

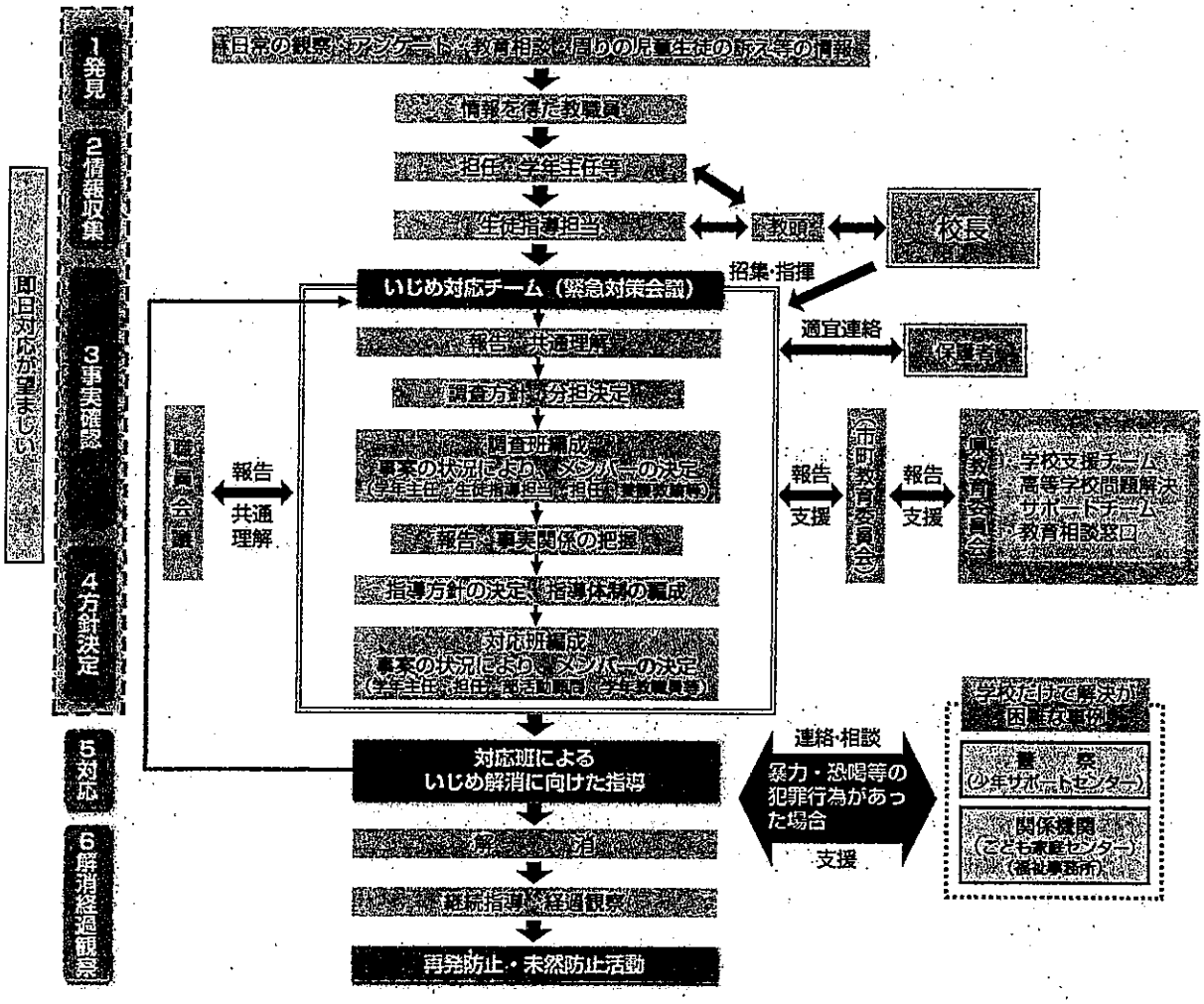

※上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

※危機対応については、自殺が起こったときの緊急対応の手引き（H22.3文部科学省）参照

Ⅲ 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

《県教育委員会の連携支援体制》

◎指導主事や学校支援チーム（学校ＯＢ、警察ＯＢ、スクールソーシャルワーカー、精神科医）、高等学校問題解決サポートチーム（学校ＯＢ・弁護士・精神科医）の派遣

◎教育事務所「教育相談窓口」（弁護士等）の利用

〈学校支援チーム・高等学校問題解決サポートチーム〉

学校だけで解決が困難な事案に対応するため、各教育事務所・高校教育課に設置し、複雑・多様化する課題に対して専門的・多面的な支援を行う。

〈学校支援チーム〉（教育事務所・教育振興室）

◎**職員体制**：学校・警察関係者ＯＢ、スクールソーシャルワーカー、精神科医

〈高等学校問題解決サポートチーム〉（高校教育課）

◎**職員体制**：学校ＯＢ、弁護士、精神科医

〈教育事務所「教育相談窓口」〉

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するために設置。

◎月１～２回定期日を設けて実施。

◎学校ＯＢ等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じる。

2 出席停止措置（小中学校）について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。（学校教育法第35条）

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

1. 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
2. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
3. 施設又は設備を損壊する行為
4. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2　市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4　市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 就学校の指定の変更や区域外就学について

市町教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議する必要がある。　※手続きに関して、一部の市町で異なる場合がある。

4 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要がある。

5 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

〈少年サポートセンター〉

県下に12箇所設置されている警察組織。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行う。

〈こども家庭センター〉

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。6センター（中央、西宮、川西、姫路、豊岡、神戸）、3分室（洲本、尼崎、丹波）。

チェックポイント2［関係機関との連携］

- □ いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、こども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携を行っているか。
- □ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- □ ＰＴＡや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

Ⅳ 教職員の研修の充実

各学校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのＯＪＴが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

〈OJT（On-the-Job Training）〉

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

◎事例研究　（いじめ対応の失敗から学ぶ）

事例研究 1　教職員の言動がいじめの土壌を生んだ例

担任のA先生は、①クラスの生徒に「もっと早くやりなさい」といつも命令口調で指導している。Cさんがやりかけようとしていると「何をしているの」と言って、活動を妨げてしまったり、手を止めて考えていると、すぐ「こんなこともできないの。」と叱ったりしている。

Bさんは、自分より立場の弱いCさんに対して、②担任の先生と同じ口調で「あんた、これをやっとき。」と命令することがしばしばみられるようになってきた。

課題1　子どもの意欲をそぎ、自信を失わせている。
課題2　Bさんは命令する口調を担任から学習し、担任の言動が生徒同士のいじめを助長させた。

留意点

◆子ども一人一人が自分の課題を把握できるように、これから子どもにしてほしいことをわかりやすく伝えるようにする。つまずいている子どもがいたら、励ましの言葉をかけるなど、子どもの活動を援助することが大切である。

◆教職員の言動が、子どもにどのように受け止められているかを考えることが大切である。
・教職員の言動により、失敗した子どもを笑ったり、学習や運動が苦手な子どもを馬鹿にしたりする雰囲気が学級内に生まれ、いじめを発生させてしまうことがある。
・教職員は、一人一人の個性を尊重し、適切な言葉がけを心がけるなどの配慮をしなければならない。

事例研究 2　いじめのサインを見過ごした例

小学校5年生のA君は、おとなしく口数の少ない児童であったが、クラスの中では4～5人のグループで一緒にいることが多かった。ある時期から、①A君のグループ内で肩パン（じゃんけんをして、勝った者が負けた者の肩を拳でなぐるゲーム）がはやりだした。担任は、何度かA君が肩を押さえて痛そうにうずくまっているのを見かけた。気になった担任は、②A君に尋ねると「大丈夫。ゲームをして遊んでいるだけ。」と明るい声で答えが返ってきた。その表情を見て、担任は安堵し、気にとめなくなった。

その後、A君は、③学校を週に1日程度欠席するようになった。欠席の度、母親から「体調がすぐれない。」と連絡が入っていた。

課題1　グループ内の人間関係を把握できなかった。
課題2　A君の返答をそのまま受け取り、心の内を見ようとしなかった。
課題3　登校をしぶる段階では、いじめが相当進行していると考えるべきであった。

留意点

◆見えにくいいじめ　「遊び（ゲーム）の中にいじめは潜む」
・プロレス技や肩パンを交代でする等、仲良く遊んでいるように見えるが、怖くて断れなく、強要されている状況があることも考慮する。

◆いじめが見えにくく、潜在化している。
・いじめられている子どもは、「いじめられている自分を人に知られたくない。認めたくない。」「親に心配をかけたくない。」等の気持ちがはたらき、言えないことが多い。
・教職員や親の前では、元気に振る舞い隠そうとする場合がある。

◆登校をしぶる、欠席が増加するなどの状況は、「いじめ」を疑うことが必要である。

事例研究 3　養護教諭からの情報に対して、担任の受け取りが不十分だった例

中学校１年生のＡさんが、「Ｂさんの小学校時代のことを、他の友人に話したことをきっかけに、同じクラスのＢさんのグループからいじめられている。」と養護教諭に相談してきた。養護教諭は、そのことを担任に伝えたところ、担任は、①Ｂさんを呼んでＡさんから相談があったことを伝え、事情を聞いた。その結果、②Ｂさんは「そんなつもりはありません。これからは気をつけます。」と言ったので、面談を終えた。担任は、解決したと考え、養護教諭に報告した。

４月にクラス替えになり、二人は同じクラスになったが、Ａさんは、教室に入れなくなった。養護教諭が話を聞くと、「Ｂさんのいじめがエスカレートし、怖くて教室へ行けない。」と涙ながらに訴えた。

課題１　担任が養護教諭から十分に状況を確認せず、Ａさんの訴えを安易にＢさんへ伝えて指導してしまった。

課題２　「Ｂさんが反省していたので、いじめは解決した」と安易に考え、その後、経過の観察等もなかったため、いじめが継続し、Ａさんは不登校へ陥った。

留意点

◆養護教諭との連携は不可欠である。
- 養護教諭は、保健室における子どもの様子からいじめのサインに気づくことが多い。
- 相談された内容は、本人に配慮しながら担任や学年、生徒指導担当等に報告する。

◆いじめに関わる人間関係は、一人の判断ではとらえにくい。
- いじめの発見には、多くの教職員で情報を共有し、日々の観察を行うことが大切である。
- 複数の見方や視点から方策を検討して取り組むことが解消の近道である。
- 年齢があがるにつれて、複雑な構造のいじめや深刻ないじめが増加してくる傾向にある。指導にあたっては、関係した子どもたちの発達段階やいじめの進行状況、指導者と子どもの人間関係等を十分に考慮して進めることが大切である。

事例研究 4　安易な約束が事態を悪化させた例

Ｂ先生は、担任をしている高校１年生のＡさんから①「先生だけに相談がある。」と言われ、相談室で話を聞いた。「友だちと思っていた子から無視されたり、悪口を言われたりしている。ずっと我慢していたが、もう疲れた。」とリストカットの跡も見せられた。②Ａさんは「誰にも言わないで欲しい。」と言ったが、Ｂ先生は学年会議で報告し、早期解決を図るため、教職員や関係している生徒に聴き取りを行った。いじめの事実は確認されず、学年全体で様子を見守っていたが、一週間後、ＡさんはＢ先生に、「誰にも言わないと約束したのに。」と言った後、翌日から学校に来なくなった。

課題１　生徒から「先生だけに話したい」「リストカットをした」といった深刻な相談があった時、どのように対応すればよいかを理解していなかった。

課題２　生徒の意向に反して聴き取り等を実施した場合、生徒との信頼関係が崩れることやいじめを助長する可能性があることを認識していなかった。

留意点

◆自殺の可能性もあるような深刻な状況には
- 「あなたのことを心配している」という姿勢を示したうえで、教職員や保護者が連携して対応していく必要性を認識させたうえで、組織的に対応する了解を得ることが必要である。
- 養護教諭やカウンセラーの同席を求めるなど、一人で抱え込まないことが重要である。

◆子どもや保護者から学校は対応しないで欲しいと強く要求されたら
- 意向を尊重するあまり、対応が遅れてしまうことがないよう留意する。直ちに生徒の見守りや教職員からの聴き取りなど、できる範囲で事実関係の把握に努めることが重要である。
- 学校として生徒の人権と命を守るという毅然とした姿勢を本人や保護者に示し、了解を得たうえで速やかに対応していく。

《平成24年7月27日付け県教育長通知》

いじめの問題に対する対応の徹底について（通知）

このことについて、平素から格別のご尽力をいただき感謝しております。

さて、今回、いじめを背景として生徒が自らの命を絶ったこと、またその事実に関して、当該学校や教育委員会のいじめ問題への対応が社会に大きな衝撃を与え、教育現場に対する不信感をもたらしています。

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識をもつことが必要です。学校は、いじめの兆候をいち早く把握し適切な対応をしなければなりません。

本県においても、これまでいじめの問題に対して真剣に対応してきましたが、改めて、学校や教育委員会など、関係者がそれぞれの責任と役割を再確認し、いじめの未然防止、早期発見、解消に積極的に取り組む必要があります。

このため、貴教育委員会におかれましても、「いじめは決して許されない」といった認識のもと、教職員と児童生徒が向き合う機会を十分確保しつつ、教育委員会や学校、教職員がいじめに対する対応方針や指導方針を共有し、以下の点に留意し、いじめの問題に対する対応をお願いします。

記

1 いじめを許さない学校づくり

(1) 学校現場では、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、暴力を許さず、生命や人権を守る教育指導の充実に努めること。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意すること。
《人権を守る教育指導の充実》

(2) そうした中にあって、「いじめは決して許されない」との強い認識を学校現場に徹底し、再度、児童生徒と教職員が共有するとともに、児童生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育むこと。
《いじめを許容しない土壌の形成》

(3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、子どもに情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応すること。
《情報化社会への対応》

(4) 夏季休業中など特に長期休業中においては、被害、加害を問わず、いじめの兆候の見られる子ども、過去にいじめがあった子どもへの家庭訪問等、きめ細かな対応を行うこと。
《長期休業中のきめ細かな生徒指導》

2 いじめに対する認識や気付きへの対応

(1) 常日頃から子どもの生活実態について、個別面談や日記の活用等工夫したきめ細かい把握に務め、子どもが発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応すること。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認し、情報を共有すること。
《いじめ情報の共有化》

(2) 教職員がいじめを見抜く目や立ち向かう姿勢などが弱くなっていないかなど、今一度見直し、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努めること。
《いじめ認知能力の向上》

3 いじめを認知した場合の適切な対応

(1) 事故やけんかにおいても、単なる子どものいさかい等として見逃すことなく、いじめの兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握や教育委員会への報告を正確かつ迅速に行うとともに、重大ないじめ事案については、県教育委員会への報告を迅速に行うこと。また、校長のリーダーシップのもと、担任教諭のみならず、それぞれの教職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行うこと。
《正確で迅速な対応》

(2) いじめを行った子どもに対しては、特別の指導計画による指導のほか、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止や、犯罪行為にあたり子どもの安全確保が必要な場合の警察等関係機関との連携協力等については、毅然とした対応を行うこと。
《毅然とした対応》

(3) いじめの周辺にいる子どもたちや教職員の心のケアに配慮すること。
《当該校への心のケア対応》

4 教育委員会による学校支援

(1) 教育委員会は、学校や保護者等からいじめの報告があった場合には、学校と一体となって、問題の解決に向けた的確で迅速な指導・支援を行うこと。
《いじめに対する教育委員会の支援の在り方》

(2) 学校だけで解決が困難な場合には、必要に応じて、教育委員会が主導して関係機関等と適切な連携を図り、問題の解決に万全を期すこと。
《学校だけで解決困難な場合の学校支援》

5 学校等におけるいじめの問題に係る総点検の実施

(1) 各学校、教育委員会は、それぞれの立場から、上記のいじめの未然防止、早期発見、いじめへの適切な対応の取組が、組織的かつ有効に機能しているか等について再点検を行うこと。
《取組の再点検》

(2) 現在、学校や教育委員会が把握しているいじめやいじめの兆候も含めた実態を改めて調査すること。
《いじめの実態調査》

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- □ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- □ 班にすると机と机の間に隙間がある
- □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- □ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- □ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- □ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

日常の行動・表情の様子

- □ わざとらしくはしゃいでいる
- □ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- □ 下を向いて視線を合わせようとしない
- □ 早退や一人で下校することが増える
- □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- □ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- □ おどおど、にやにや、にたにたしている
- □ 顔色が悪く、元気がない
- □ 遅刻・欠席が多くなる
- □ ときどき涙ぐんでいる

授業中・休み時間

- □ 発言すると友だちから冷やかされる
- □ 班編成の時に孤立しがちである
- □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- □ 一人でいることが多い
- □ 教室へいつも遅れて入ってくる
- □ 教職員の近くにいたがる

昼食時

- □ 好きな物を他の子どもにあげる
- □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- □ 他の子どもの机から机を少し離している
- □ 食べ物にいたずらされる

清掃時

- □ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- □ 一人で離れて掃除をしている

その他

- □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- □ 理由もなく成績が突然下がる
- □ 服に靴の跡がついている
- □ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- □ 多くのストレスを抱えている
- □ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- □ 教職員によって態度を変える
- □ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- □ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- □ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- □ 教職員の指導を素直に受け取れない
- □ 他の子どもに対して威嚇する表情をする

※上記のチェックリストは、参考例です。学級や学校、子どもたちの実態に応じて、工夫して活用願います。

❶ 未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

人権教育の充実

- いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

【教育資料】・「ほほえみ」（小学生用）　・「きらめき」（中学生用）
・「HUMAN RIGHTS」（高校生用）

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。
- 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

体験教育の充実

- 子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していきます。
- 現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要です。

・体験型環境学習　・自然の中での宿泊体験　・就業体験
・トライやる・ウイーク　・トライやる・ワーク　・ボランティア福祉体験
・伝統文化芸術体験　・幼児ふれあい体験　・交流及び共同学習　等

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になります。
- 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効です。

「命の大切さ」を実感させるプログラム（県立教育研修所）
http://www.hyogo-c.ed.jp/~inochi/

❷ 早期発見 ～子どもの変化を敏感に察知～

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。
- いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することが有効です。
- 教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点

- 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要です。

生活ノート

- スクールダイアリー等の生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。
- 気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談（学校カウンセリング）

- 日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。
- 定期的な教育相談週間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期を利用し、教育相談週間及び月間として位置づけることが望まれます。

いじめ実態調査アンケート

- 実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に１回以上の実施が望まれます。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。
- アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

❸ 早期対応の基本的な流れ ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- 見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
- いじめられた子どもを徹底して守る。

↓ ※ただちに、学級担任、生徒指導担当（いじめ対応チーム）に連絡し、管理職に報告

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

→ **指導体制、方針決定**

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案

緊急対策会議→教育委員会・警察等へ連絡

→ **子どもへの指導・支援**

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

→ **今後の対応**

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。